



〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

知るところからはじめよう！ そして自覚した行動をするために！

メンタルヘルス学習会

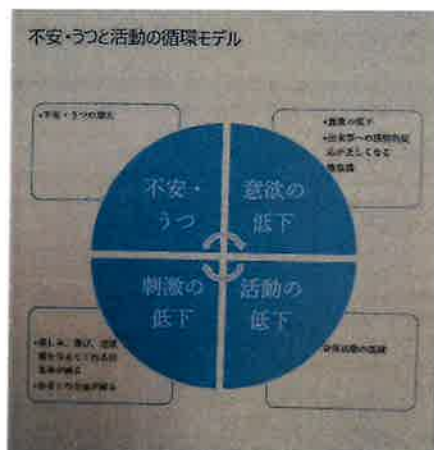
日時 6月26日(水)
18時30分～20時30分
場所 組合事務所



お話 有本進 精神科医師 (医療法人光愛会 ひかりクリニック院長)

労働相談の中で「うつ病で休職中。職場復帰を会社が認めてくれない」ということ
相談が結構あり、取り組んで団体交渉を重ね復職した組合員もいます。

まだ休職はしてないが「メンタルクリニックで診療を受けている」人も多くいます。
こうした相談者には、休むことを進める場合もあります。



メンタルの病気の原因として、職場におけるいじめ・嫌がらせ、いろいろなパワハラ行為が伴っている場合もあります。こうした原因を働く職場から取り除くことも労働組合として重要なことだと思います。

一人の力ではなかなか大変なことです。病気を「知ることからはじめ」、精神科医の力も借りて、無理もせず、徐々に理解者を増やしていくことが望ましいです。有本医師には、症状の紹介と事例を話してもらう予定です。組合員からの質問や意見交換の時間も取ります。

ワールドリンク事件3分の2の勝利命令！

争点

- 1 2022年（R4）6月24日、同年9月28日付け団体交渉申入れに対する被申立人（会社）の対応は、正当な理由のない団交拒否に当たるか。
- 2 2022年（R4）9月22日に申立人（組合）が行ったサイレントスタンディングに対する被申立人課長谷村拓夢の対応は、被申立人による支配介入にあたるか。
- 3 被申立人が、2022年（R4）9月22日以降、申立人組合員 K に対し自宅待機及びテレワークを命じたことは、労働組合の正当な行為をしたことを理由とする不利益扱い及び組合に対する支配介入に当たるか。

命令書 主文

- 1 被申立人は、申立人が2022年（R4）6月24日付け、同年7月14日付け及び同年9月28日付で申し入れた団体交渉に応じなければならない。
- 2 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

管理職ユニオン・関西
執行委員長 仲村実 様

株式会社ワールドリンク
代表取締役 谷村拓夢

当社が行った下記行為は、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条に該当する不当労働行為であると認められました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- (1) 貴組合が令和4年6月24日付け、同年7月14日付け及び9月28日付けで申し入れた団体交渉に応じなかったこと。（2号該当）
- (2) 令和4年9月22日から同年10月31日までの間、貴組合員 K に対し、自宅待機及びテレワークワークを命じたこと。（1号及び3号該当）

- 3 申立人のその余の申立てを棄却する。

以上



コメント

2022年10月の救済申立から約1年半余り、この度の命令において全ての主張ではなかったものの2点が認められた事は、現在、裁判を進行中であります私にとりましては大きな一歩でありますし今後の希望になると感じております。

これはあくまで府労働委員会の命令ですので会社が、それをそのまま受け入れるとは思えず命令を不服として中央労働委員会に申立てる事が予想されます。その事も想定した上で当時の状況を今一度振り返り今後にも備えようと思っております。

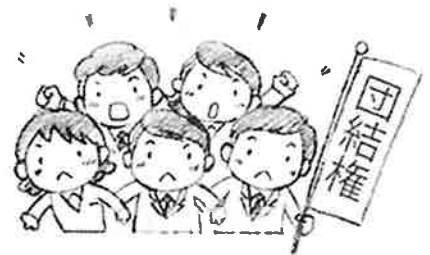
裁判に関しましては現在2回終了して今月3回目を迎えます。しばらくは文書のやり取りが続いた後、証人尋問が行われます。その間、会社に対する行動も再開を考えております。その際には組合員の皆さまの応援が力になりますので何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

組合員 K

連載 役員・執行委員の順番自由記事
今後の労働組合活動について

執行委員 T. N

今年で、私がこの「労働組合」に加入して 23 年目になる。加入した年の 2001 年には、まさに「管理職ユニオン」であり、組合員数も多く資金も潤沢でこれからの活動が楽しみな「労働組合」であった。また、当時の世の中には「リストラクチャリング＝事業再構築」という名の人員整理いわゆる「リストラ」(人権侵害)がまん延していた。



時代は過ぎ管理職か否かどころか、正規労働者か非正規のそれかが問題になるほど労働者の地位は下がり続けた。

また労働組合史をよく見てみると、それは労働組合活動をしたことにより「不利益」を被り、弾圧を受け続けるという「不当労働行為」(＝労働組合法違反)の歴史でもあった。

労働者地位向上の観点からは、それを何とか食い止め続けなければならないところだが、昨今の若手労働者たちのフリーランスのような「多様な働き方」の価値観が受け入れられ、その結果による「労働組合離れ」などに鑑みると、従来の「労働組合活動」はもはや彼らには受け入れられず、「時代遅れ」なのかもしれない。

しかしながら、労働者の権利・利益が踏みにじられ続けても良い訳では断じてなく、労働者各々が自助努力すること(①価値観を創造(例えば投資など資産運用による生活資金の確保の手段を持つ)させ、②価値観を明確化(自分はどうなのか、どんな生き方がしたいのか等々)させること)も、極めて重要になってくると思う。

要するに他人と自分とを比較しての満足や悲観が、全く意味のないことなのだ。繰り返すが、自分はどうなのかが納得できていれば、全然問題ないわけである。我が国の今後の労使関係は、ますます正規雇用による終身雇用確保等は困難になることが簡単に予測できる。それでも生き抜かなければならないのだ。

これからの若手労働者は以上が大前提のキャリアアップや生活設計となるので、まさに誰の為でもない「自分自身の独立した人生観」を持って、逆境での生き残りのための新たな労働組合活動を若者自身の手で確立していくことが必要だと思われる。



以上

取組事案報告



Aさん〔社会福祉法人阪南福祉事業会〕 解雇事案：地位確認裁判中

会社が「解雇理由」を40数項目主張していた。そのことに対して裁判官から減らすように言われていた。以下、組合員のAさんの「準備書面2」で会社を批判。

『4月19日の期日において裁判所が指示した多数ある解雇事由にメリハリをつけるようにとの点について被告は検討すると約束した。また、原告が準備書面1で主張した「アンケートから原告の非違行為は確認出来ない」との点については、先に被告が「解雇」している以上、主張レベルではすぐに非違行為の確認の根拠を指摘できるはずである。にもかかわらず、被告は、いずれもしなかった。それどころか「現在、従業員等から聴き取りして陳述書を作成中」であることを準備書面を提出しなかった理由としている。このこと自体、そもそも解雇事由が存しないこと、そしてそれをあとから作り出そうとするものであることを強く推認させるものである。以上』

(5月30日提出、原告「準備書面2」より引用)

Kさん〔阪神動力機械〕 車椅子での復職要求事案：団交継続中

医師の診断書「元の職場復帰可」が出ているが、会社が車椅子通勤や身体機能確認を理由に元職復帰をさせず、自宅待機状態が続いている。リハビリ中の主治医（整形外科）の復帰診断書が出て面談も終えている。会社は、入院時の医師との面談を求めたのでそれも協力したにもかかわらず、新たに医師への質問書への協力を依頼してきている。すでに車椅子通勤・業務の実績もあり、夜の団交にも電車等により参加している。6月12日に団交行うので、Kさんの希望を会社に受け止めさせ、元職復職をした中で問題が生じたら話し合い解決をしていく方法を提案し迫っていきます。

6月12日に団体交渉を行います。



Mさん〔オージック〕 7日間出勤停止の処分の取り消し：団交継続中

3月4日、突然「3月5日（火）13時30分より賞罰委員会を開催し、M氏の業務上の違反及び不適格条項について審議を取り行う。」との通告。翌5日の賞罰委員会が開催され懲戒理由を口頭で述べ、Mさんにその場で弁明を求めるという通常では考えられないやり方。処分理由の書面を求めてやっと3月20日に「懲戒処分通知書」が届き、その中に7日間の出勤停止処分が記載してあった。

4月16日に団体交渉を持ち、具体性の明記した処分理由を要求した。会社から出た処分理由に対し反論をした。

会社のいう「賞罰委員会」は、団体交渉後、「賞罰委員会規定」もなくかつ就業規則にも規定がない時期での開催であることがわかる。6月14日14時から団体交渉を行い、会社の不当性を追求する予定です。

Nさん〔ベクターロジスティクス〕 パワハラ、営業所閉鎖事案：団交継続中

2023年5月に管理職採用後、営業所の倉庫業務の立て直しを図るため、長時間労働を強いられ、本社の幹部からのパワハラを受ける。このパワハラと、枚方営業所の廃止のうわさが流れる。組合加入後、団交を継続中で6月7日に団交を行う。協議事項は、①N氏へのパワハラに関する件、②枚方営業所閉鎖に関する件、③N氏の未払い賃金の件、4、5月1日に提出したN氏の「報告書」（4月26日付）に関する事です。6月7日14時から2回目の団体交渉を行います。

解決しました

Hさん【日生運輸】 60才定年再雇用賃金など労働条件事案：合意

本年2月1日から復職しました。続いて5月末で60才定年になるので3月に入ってから団体交渉を重ね、再雇用の賃金等で5月27日に合意書をかわしました。

「有期契約社員就業規則」の適用になるが、(給与)規定はなく、実績として時給1,800円にしている。根拠は月額賃金の7割で計算した時給額という。

賃金比較を示すこと、賃金額はプライバシーではないと迫り、団交で黒板に書いて示された。勤続、経験、実績などが加味されて現在の賃金が決まっているとして、会社に回答を求める。1,900円/時の回答を踏まえ、現行給与から割り出した時給の7割+みなし残業時間15時間/月の要求書を出す。現在給与の70%を超える時給額で妥協しました。

Sさん、Bさんも解決しました。



5月11日

組合員交流会の報告

まず話題提供ということで、仲村委員長より北海道泊村などの訪問報告が30分程ありました。2月の原発爆発事故地13年目の福島県浪江町・双葉町訪問に続いて、今回は泊原発のある北海道の泊村に住み着いて9年目の友人を訪ねた話です。福島原発は放射能が停まらず、核燃料(デブリ)の取り出しめども立たない状態で、冷却水の処理した汚染水の海洋投棄の問題点でした。

現在止まってるとはいえ北海道電力の泊原発3基の再稼働への動きと、反対運動についてです。それと原発から出る高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)の最終処分場の“文献調査”を受け入れた寿都町と神恵内村を訪ねた報告でした。寿都町に設置されている風力発電の付近ではその風切音を体感したこと、その人体への影響、問題点についても考えさせられたということでした。

続いて参加者の自己紹介と争議・団交報告。Kさん(阪神動力機械)の身体障害者として元職復帰に抵抗する会社との攻防を、Aさん(社)阪南福祉事業会あゆみの丘)の解雇に対し地位確認裁判でデタラメの40数項目の解雇理由との闘い、Wさん(日本管財住宅管理)、Hさん(日正運輸)の2月の復職に続き、6月からの定年再雇用条件の交渉、Cさん(ピカソ美化学研究所)、Mさん(オージック)の懲戒処分7日の出勤停止不当処分撤回に向けた団交、Fさん(修成建設コンサルタント)の定年再雇用後3回目の継続雇用条件が確認できたこと、Iさん(西山病院)らから団交や職場報告がありました。それぞれが質問をして、意見交換と相互応援のエール交換をしました。参加者は13名でした。



日本フツソ工業不当労働行為再審査事件

中央労働委員会 Press Release より抜粋

日本フツソ工業（令和3年団交）不当労働行為再審査事件 （令和4年（不再）第22号） 命令書交付について

中央労働委員会第三部会（部会長 石井 浩）は、令和6年5月16日、標記事件に関する命令書
を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ 団体交渉申入書記載の協議事項には不明瞭な点があるとして繰り返し釈明を求め
た会社の対応は、不当労働行為に当たるとした事案 ～

組合は、団体交渉申入れ後、会社の求めに応じて団体交渉を求める理由を具体的に説明してい
るにもかかわらず、同趣旨の求釈明を繰り返した会社の対応は、団体交渉事項が義務的団交事項
に該当するか否かを判断するために、不明瞭な点を明らかにするという程度を超えた合理性や必
要性を欠くものであり、実質的には団体交渉を拒否するものであるといわざるを得ない。

I 当事者

再審査申立人 日本フツソ工業株式会社（「会社」）（大阪府堺市）

再審査被申立人 管理職ユニオン・関西（「組合」）（大阪府大阪市）

II 事案の概要

1 組合は、会社に対し、組合員に対する昇進差別やその関連事項について、3回にわたり団体交渉を申
し入れた（「本件団体交渉申入れ」）ところ、会社は、各団体交渉申入書記載の協議事項には不明瞭な点
があるとして、昇進差別の具体的内容等や関連事項の内容を明らかにするよう求め、団体交渉の開催日
時について回答や対案を示すこともなかった。

本件は、上記会社の対応は労働組合法（「労組法」）第7条第2号の不当労働行為に当たるとして、救
済申立てがあった事案である。

2 初審大阪府労働委員会は、上記会社の対応は不当労働行為であると判断し、会社に対し、団体
交渉応諾及び文書手交を命じたところ、会社はこれを不服として再審査を申し立てた。

III 命令の概要

1 主文要旨

初審命令主文を変更する（会社は組合に対し、文書を交付しなければならない）。

2 判断の要旨

本件団体交渉申入れに対する会社の対応は、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当するか

(1) 本件団体交渉申入れに対する会社の対応等について

組合は、会社に対し、令和3年4月12日付け団交申入書を始めとし、「1、本年4月1日付けの昇格
について。A1組合員、A2組合員（「両組合員」）の昇格がなされなかったことについて昇格差別であ

ると考えている件も含めて。2、上記の「関連事項」を本件団体交渉事項として3回にわたり団体交渉を申し入れている。会社は、いずれに対しても、「差別」の具体的な内容や根拠が半然としないとか、「も含めて」及び「上記の関連事項」の内容が不明瞭であるなどとして団体交渉に応じていない。

組合は、同月12日付けで団体交渉を申し入れた後、会社の同月15日付け回答書及び同月19日付け回答書による各求釈明に応じて、同月16日付け団交申入書及び同月22日付け団交申入書において、組合員が得ることのできる昇進情報は社内での昇進者の公示に限られ、それによれば、後輩らが両組合員よりも先に昇進しており、この事実から、両組合員に昇進がないのは組合員であるが故の差別であると認識しているなどと、団体交渉を求める理由等を具体的に説明してきた。なお、昇進は会社の裁量的判断に委ねられているものではあるが、一般に賃金に連動するものとして労働条件に関連する事項であり、また、本件団体交渉事項は、単純に両組合員の昇進を要求するというものではなく、会社の昇進において組合員であることの故に後輩らと比較して不利益に取り扱われている疑いがあるとして、同月1日付けで昇進されなかった理由の説明等を求めるものであるから、本件団体交渉事項が義務的団交事項に当たることは明らかである。

そして、本件団体交渉事項のうち、「も含めて」及び「上記の関連事項」の記載が会社にとって不明瞭であったとしても、会社が団体交渉において本件団体交渉事項に関する必要な説明や交渉を行うことに支障を来すようなものであるとは認め難い。

そうすると、組合が同月16日付け団交申入書及び同月22日付け団交申入書において団体交渉を求める理由を具体的に説明しているにもかかわらず、会社は同月27日付け回答書により同趣旨の求釈明を繰り返したことになるが、このような会社の対応は、本件団体交渉事項が義務的団交事項に該当するか否かを判断するために、本件団体交渉事項の不明瞭な点を明らかにするという程度を超えた合理性や必要性を欠くものであり、実質的には団体交渉を拒否するものであるといわざるを得ない。

以上によれば、会社が本件団体交渉申入れに応じなかったことに正当な理由はなく、労組法第7条第2号の不当労働行為に該当する。

(2) 本件立会団交について

本件団体交渉事項を議題とする本件立会団交は、当委員会の提案により行われたものではあるが、会社は、本件立会団交において、組合の要求に応じ、組合の理解を得るべく説明を尽くしたと認められ、実質的な交渉が行われたものと評価することができる。

そうすると、現時点においては、会社に対して本件団体交渉事項に関する団体交渉に応じることを命ずるまでの必要性は存しないというべきである。

他方で、諸般の事情に照らすと、本件の不当労働行為に関する会社の責任を明確にした上で、今後、適切な時期に団体交渉が実施されることを期し、本件と同様の行為の再発を防止するためには、会社に対して、文書の交付を命ずるのが相当である。

【参考】

初審救済申立日 令和3年5月7日（大阪府労委令和3年(不)第23号）

初審命令交付日 令和4年5月16日

再審査申立日 令和4年5月27日

この評価・判断は不当である！

◎中央労働委員会委員の立会での団体交渉を2023年2月22日おこなった。2つの協議事項について行った。しかし協議事項の中断打ち切りをした委員がいた。立会団交評価を、労使の話の一部の引用をもって「組合の理解を得るべく（会社が）説明を尽くした」とした中労委のごまかし作文である。教訓としては、和解もできない場合は、立会団交は拒否することである。

大企業、賃上げ余力大きく 昨年度労働分配率、38%で最低

「労働分配率が、前年より下がる」という内容です。労働者への配分が低くなるということは、搾取が強まっているということです。

企業の利益の配分、つまり儲けた分の内、労働者に賃金として払う比率が低くなっている！ 大企業では過去最低の38.1%、中小企業で70.1%となっています。

企業の利益は、役員への報酬、株主配当、労賃、社内留保になります。役員報酬は、株主総会で自ら提案してUP額を決めます。株主配当は会社役員から配当金提案があり株主総会で決め支払われます。労賃は、労働者への賃金支払いですが、賃上げがあったとしてもそれ以上に儲けの額・比率も大きいので労働者への配分率（労働分配率）は下がっています。社内留保は、貯金や不動産あるいは新たな設備投資資金とされます。

労働組合的に考えるともっと賃上げストを打って、最低賃金を倍くらいにし、賃上げも高額回答を奪い取らないと労働分配率は上がりません。

記事では「労働分配率が低いことは賃金に分配する余力が大きいことを意味する」とあたりまえのことが書かれ、経団連の副会長が「大企業の労働分配率は3割台で低すぎる。労働生産性も伸びており、まだまだ賃上げに余力がある」と提唱したと書かれています。完全に労働組合はなめられているのです。

大企業と中小企業、労働分配率は倍近くの差があります。搾取率は圧倒的に大企業の方が高く、大企業の儲けは中小企業を搾取している結果です。大企業と対等に取引できる産別運動、業種・職種、業界を規定・影響を与える労働運動こそが、中小企業などの労働者の賃上げを行い格差の縮小に繋がると思います。

ここで私の頭に浮かんだのは、武建一氏らが積み上げてきた関生型労働運動です。中小企業に対する「一面闘争・一面共闘」の戦術で闘い取ってきた成果です。2018年からの弾圧があったのですが、関生型運動の再生、業界の協同組合のまともな再建を大変かつ困難であるがやり抜こうとしているのが関生再生委員会の運動です。やり抜いてもらいたいと思っています。

(執行委員長 仲村実)

組合員交流会/映画鑑賞会

映画を観よう！ 「マイ・インターン」 (原題: The Intern)

日時: 6月21日(金) 午後7時から2時間程度

場所: 組合事務所にて

〈解説・あらすじ〉

映画『マイ・インターン』は、2015年に公開された作品で、映画の主人公である70歳の老紳士ベンは、シニア・インターン制度で採用されます。彼は経験豊富な年配者であり、経験を生かして職場で活動的に行動することで、会社の社員たちの意識を変えていくことになります。例えば、会社のオフィスの乱雑なデスクスペースをきれいさっぱりと片付け、組織の「悪しき習慣」を改善したりします。



また、彼は誰かを見下さず、その人の良いところを見て褒め称え、自分が至らないところがあれば改善のための努力を惜しみません。ベンは、テクノロジーに対しても積極的に取り組み、新たに自分の知識を広げようとします。これは、あらゆる組織やコミュニティにおいて、一つの年長者の理想の姿なのだと思います。

映画のもう 1 人の主人公である敏腕女社長ジュールズ・オースティンは家庭を持ちながらも何百人もの社員を束ね、ファッションサイトを運営する会社の CEO です。彼女は女性なら誰しもが憧れる華やかな世界に身を置いています。しかし、その彼女に人生最大の試練が訪れます。ビジネスの世界で成功を収めていますが、その裏では忙しさから周りのことが見えていなかったことが明らかになります。ジュールズは、ビジネスの成功を追求しながら、家庭でも妻として、母としての役割を果たさなければならず、そのことに苦勞します。彼女は多忙な日々を送ることになり、仕事と家庭の両方でプレッシャーに押し潰されそうになります。また彼女の弱点は自信とプライドがあり、なかなか弱音が吐けないことでもありました。

映画では、老紳士と女社長がお互いに理解を深めるため、コミュニケーションが重要な役割を果たします。女社長は老紳士から様々な助けとなる言葉をもらいます。そして老紳士は、周りに様々なことを働きかけ、そのおかげで周りに好影響をもたらします。その行動は年の功と学ぼうとする姿勢に裏打ちされており、それらは現実の仕事での人間関係でも活かせるヒントが詰まっています。

『マイ・インターン』はビジネスの現実や人間関係の複雑さを描きながらも観る人に心温まる笑いと感動を与える映画です。

製作2015年、アメリカ、121分、監督・脚本 ナンシー・マイヤーズ、製作 ナンシー・マイヤーズ スザンヌ・ファーウェル、配給：ワーナー・ブラザーズ映画

QRコードを読み取って頂きますと、この映画の予告編をご覧になれます。→



北海道の泊原発のある泊村、高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)地層処分の【文献調査】を受け入れている寿都町、 神恵内村を訪ねました。

執行委員長 仲村実

北海道古宇郡泊村で村営住宅に住み込んで9年、泊原発廃炉でがんばっている友人を訪ねました。北海道電力社員住宅や地域住民宅へのチラシ入れも手伝ってきました。寿都町、神恵内村では、原発から出る高レベル放射性廃棄物(核のゴミ)最終処分場の【文献調査】を受け入れ調査が進んでいます。その核のゴミ処分場【文献調査】に反対する町議・村議、元村職員労組幹部だった人などとも会って話もしました。3基ある泊原発は現在稼働していませんが、再稼働に向けての動きがあります。



〈泊村村営住宅の友人宅〉

原子力発電所の再稼働に向けた動きですが、北海道電力が今年3月に発効した「泊発電所の再稼働に向けた取り組み状況をお知らせします」のチラシの内容を少し紹介しておきます。

『原子力規制委員会の2024年2月の審査会合で、防潮堤の設計方針(構造成立性評価結果等)について説明し基本構造が確定したので3月28日より新設防潮堤設置工事を開始。工事完了時期は未定ですが、3年程度での完成を目標とし取り組んでいます。』

2022年5月31日札幌地裁から、泊発電所の運転差止めを認める判決が出されました。当社は同年6月2日札幌高裁に控訴しており、裁判所のご理解を得られるよう説明をしています。』とされています。

防潮堤工事がすでに始まっており、工事関係者と工事関係車両が多数入り込んでいます。北海道電力の社員、工事関係者やその下請け労働者の宿泊施設もたくさんありました。運転差止めを認める札幌地裁判決が出ました。札幌高裁での控訴審でひっくり返したいと北海道電力は必死です。

私の北海道での行動日誌は、以下の通りです。5月4日から9日まで北海道の札幌市、小樽市、岩内町、共和町、倶知安町、泊村、寿都町、^{すつつ}神恵内村^{かもえない}に行きました。日程設定は、格安航空運賃との関係で決めました。ちなみに関空—新千歳の往復で1万6千円弱でした。東京に行くより安いです。

5月4日(土) 関空発16時10分→新千歳着18時15分→JR手稲駅(友人迎え)→札幌市手稲区のもう一人の友人宅で合流し、議論をしながらの夕食、友人宅宿泊。

5月5日(日) JR手稲から小樽駅→北海道中央バスの岩内行きに乗る。国富バス停で下車。泊村の友人の車に合流→今日のはのんびり行こうと倶知安に向かい昼食、ニセコから羊蹄山の眺め、ニセコのスキー場(上の方にはまだ雪が残っている)を眺め、ペンション街をドライブする。

共和町、泊村の北電の社宅、住民宅にチラシ入れ。その後、泊村にある北海道電力の原子力PRセンター「とまりん館」、共和町にある「北海道原子力環境センター」の見学をする。とまりん館では、原発反対派のチラシセットを「館長さんに渡してください」と受付女性に。にこやかに受け取ってくれました(いつもこうなのかな!!)。

夜は泊村の友人の村営住宅で夕食、元泊村職員労働組合の委員長をしていた人が来てくれて一緒に飲みながらの話しと意見交換でした。

5月6日(月) 雨が降っているが車で出発。元委員長宅によって海岸を眺めるとカモメが飛んでいる。岩内町の運動事務所に寄り、チラシ折りの手伝いをして、海岸線に出て寿都町に向かう。途中で蘭越町の風車がみえる売店でトイレストップ、風車を眺める(右の写真)。

寿都町に入ると風車が連なって並ぶ右手を眺めながら、町会議員宅にあいさつ。核ゴミ処分地の文献調査に反対してきた議員さんである。10分くらい立ち話をして、チラシを預ける。

昼食は、寿都漁港前にある道の駅「みなとまーれ寿都」で地元産の海産物の定食を。

雨の漁港を眺めた後、核ゴミのいない寿都の会事務局のお宅の女性にあいさつ。寿都町の役場に寄って、道路沿いのNUMO(原子力発電環境整備機構)の寿都交流センターを訪ねたが日曜日で扉がしまっていた、残念! 帰りは寿都町の風力発電設置側の道を通る。海岸線を岩内に向かう道路沿いにあるしらす食堂、ペンション経営者宅に寄ってチラシを渡し立ち話をしました。



この日夕方、泊村の温泉に連れてもらいました。雨降る露天風呂もつかりました。夕食は、ジンギスカンでやさいもいっしょで一杯やりました。

5月7日(火) この日も小雨ぱらつく中、神恵内村に出発。NUMO(原子力発電環境整備機構)の神恵内交流センターを訪問。核ゴミ処理の地層処分(地下300メートル条で数十万年管理するという)の推進で【文献調査】をやっている原発推進の政府の各ゴミ処理の前線基地である。友人が何度か訪ねて質問や資料請求をしているみたいで、所員も慣れてきたみたいである。私もつつい質問「東電からの出向ですか?」、いわく「辞めています」、なら「転籍ですか」云々。

職員の話では、「10カ所くらいで文献調査をして、順次進めていく」と国策決定の紹介。今度は友人が核ゴミには膨大な金がかかるとして、青森県の六ヶ所村から地下処分地までの「専用の運搬車」「専用の道路」「専用の港」建設はと突っ込んだ質問をする。職員は、NUMO発行のパフレット「知ってほしい 地層処分」に書いてあると探し出す。神恵内村でも反対派の村会議員宅へ寄って立ち話しをする。



この日は、友人たちの宣伝カー「核ゴミはいらない」「原発廃止」と書かれた軽四の運転を頼まれる。久しぶりにミッション車に乗り札幌まで運転することになる。遅めの昼食を小樽のフェリーターミナルの食堂でとり、友人の先導で札幌へ向かう(彼の家族が石狩市に住んでいる)。私が札幌市の友人と会い宿泊するため100kmほど走ることになった。

この夜はビール・酒の用意ができていたが飲む前に、まずは情勢議論、続いて労働運動(関生の件も含めて)の議論をした。

5月8日(水) この日、午前中はのんびり。石狩市の家族宅に帰っていた泊村の友人が昼くらいに迎えに来てくれることになっていた。

午後は前日電話しておいた大阪から札幌に移った中島光孝弁護士事務所を訪ねる。中島さんには組合員の弁護をしてもらったので結構親しかった。中島さんから年令の話が出て、私より二才下であることがわかった。なぜ北海道(中島さんは北海道生まれ)に帰ったかという話も聞きました。関生の話しも少ししました。

その後は、反原発の表明をしているという寺山修司資料館の館長さんを表敬訪問。私は資料館を見学しました。そして前日に決めていた小樽に引き返して、中小企業家同友会小樽支部への訪問、そして前回来た時は小林多喜二関連のところを回ったので、多喜二が務めた銀行、蟹工船の舞台になった工場跡などを教えてもらう。そして温泉付きの安宿(2,500円+布団500円)に。ゆっくり温泉に入ってから、友人の知り合いも加わって議論、その後ももちろん一杯付きの夕食を取りました。

5月9日(木) 最終日。私が北海道に来るなら会いたいという女性と札幌駅で10時過ぎに待ち合わせ。彼女は大阪に来た時、組合事務所を訪ねてくれたことがある。喫茶店に入って1時間半、いろいろ活動の話をしゃべる。マイナカード拒否、コロナワクチン打たずと私と共通の話、彼女の活動の話、関生の武建一さんのファンであるらしい。「何人集めたら札幌に来てもらえますか」との質問が飛び出した。その後、道庁や緑のあるところを一人で少し散歩しました。

12時半から札幌駅の西側の紀伊国屋前で「9の日行動」をやっているの、泊村の友人から来るように言われていたので、その現場に向かう。護憲運動の幅広い共闘の集まりである。友人はすでに反原発活動・泊村報告のアピールを終えていた。いろんな党派や運動体の人、個人のリレートークが続いている。突然、私にも「労働運動のトーク」と言われたので、「大阪で管理職ユニオン・関西という個人加盟の労働運動をしています」から始めて、「労働組合はいいものですよ」「未組織の人は加入しましょう」の即席の話、関生弾圧の話もしました。終了後、泊村の友人とお互い年だが頑張ろうと確認し別れの握手の後、札幌駅から新千

歳空港に向かい帰路につく。新千歳空港発が16時55分、関空着が19時前。第2ターミナルから第1ターミナル行きのバスには、アジアからの観光客が多い。南海電車のなんば行きの急行も立ち客が多かった。なんばから地下鉄、淀屋橋から自宅着が21時30分でした。

同封の「泊原発の再稼働を認めないでください」署名にご協力ください。
組合事務所に返送いただければ、まとめて札幌に送ります。直送でも構いません。



組合活動に参加を！ 協力していただける方、連絡ください。

- 機関誌編集者：集まった記事に、見出しを付けカットを挿入し編集する。
- 機関誌連載記事担当者：時事問題、エッセイ、川柳などを書いてもらう。
- レクリエーション担当者：ハイキングの計画、呼びかけ、案内をしてもらう。